

宮古市人事行政の運営等の状況

人事行政運営における公正性と透明性を高めるため「宮古市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の採用や給与の状況について公表します。

1 任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用及び退職の状況

平成20年度		平成21年4月1日		他団体間移動増減 (H20. 4. 2-H21. 4. 1)
採用職員	退職職員	採用職員	退職職員	
13人（うち平成20年4月1日採用職員10人）	31人	13人	1人	-1人

※他団体：宮古地区広域行政組合、岩手県沿岸知的障害児施設組合、岩手県後期高齢者医療広域連合

(2) 職員定数管理の状況

ア 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日）※教育長含む。

部 門	平成21年(a)	平成20年(b)	対前年増減数 (a)-(b)	主な増減理由（平成21年）
一般行政部門	441人	447人	-6人	事務見直し、欠員不補充
特別行政部門	89人	97人	-8人	事務見直し、欠員不補充
公営企業等会計	80人	82人	-2人	事務見直し、欠員不補充
合 計	610人	626人	-16人	

イ 定員適正化計画の年次別実績（各年4月1日現在（H20除く））※教育長含む。

区 分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	数値目標
職 員 数	629人	610人					568人
増 減 数	—	-19人					-61人
対目標達成率	—	31.1%					—

（注）対目標達成率の数値は、数値目標に対する達成率です。

（注）当初計画は平成17年度（714人）を初年度に平成21年度までの5箇年間で平成22年度当初の職員数を630人（84人減）とするものでした。しかし、平成20年度当初（627人）で計画目標を達成したことから、新たに平成20年度を初年度とした平成24年度までの5箇年間の定員適正化計画を策定しました。

ウ 一般行政職の級別職員の状況（平成21年4月1日現在）

区 分	1級	2級	3級	4級
代表的な職	主事 技師	主事 技師	主任 主任技師	主査
職員数	21人	36人	108人	64人
構成比	6%	11%	32%	20%

区 分	5級	6級	7級	計
代表的な職	副主幹	課長 主幹	部長	
職員数	61人	34人	11人	335人
構成比	18%	10%	3%	100%

（注）本表の職員数は、特別行政部門（公営企業部門を除く。）を含め、行政職給料表が適用される全職員数であるため、市長部局を対象とする上表の職員数と一致しません。

2 給与の状況

(1) 人件費の状況（平成20年度普通会計決算）

住民基本台帳人口（H21. 3. 31現在）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 平成19年度の人件費率
人	千円	千円	千円	%	%
57,912	25,045,466	515,771	4,855,713	19.4	21.0

(2) 職員給与費の状況（平成20年度普通会計決算）※教育長含まない。

職 員 数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
人	千円	千円	千円	千円	千円
543	2,098,798	290,275	878,098	3,267,171	6,017

（注）1 市長・議員など特別職の職員や非常勤の職員に支払われる給与、共済組合、公務災害補償の負担金等は給与費には含まれていません。

2 職員手当には退職手当は含まれていません。

(3) 職種別・学歴別初任給及び経験年数別平均給料月額状況（平成21年4月1日現在）

区 分	決定初任給	経験年数 10年	経験年数 15年	経験年数 20年	
一 般 行 政 職	大 卒	161,600	242,490	283,200	341,333
	高 卒	140,100	208,700	252,720	288,750

(4) 平均給料月額と平均年齢の状況（平成21年4月1日現在）

区 分	平均給料月額 円	平均年齢
一般行政職	322,019	43歳2月

(5) 主な職員手当の状況

ア 扶養手当、住居手当、通勤手当（平成21年度）

区 分	内 容
扶養手当	1 配偶者 月額13,000円 2 配偶者以外の扶養親族1人につき 月額6,500円 ・配偶者のいない場合の1人目 月額11,000円 ・扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目 月額6,500円 ※ なお、16歳から22歳までの子の場合には、5,000円が加算される。
	住居手当
通勤手当	1 交通機関等利用者 運賃等に応じ月額50,000円まで 2 自家用車等利用者 通勤距離に応じ月額35,000円まで

イ 地域手当（平成21年度）

医師及び歯科医師に支給されます。

支 給 率	15%
支給対象職員数	3人
国 の 支 給 率	14%
支給対象職員1人当たり平均支給年額（平成20年度）	954,894円

ウ 時間外勤務手当（全会計）

区 分	平成20年度
支 給 総 額	126,061千円
職員1人当たり 支給年額	205千円

エ 特殊勤務手当（全会計）

著しく、危険、不快、不健康または困難な業務に従事する職員に支給されます。

職員全体に占める手当支給職員の割合	33.17%
支給対象職員1人当たり平均支給年額（平成20年度）	82,458円
手当の種類（手当数）	15
支給額の多い手当	医学研究手当、医師手当、夜間看護等手当、社会福祉施設勤務手当
多くの職員に支給されている手当	社会福祉施設勤務手当、税務手当、保健業務手当

オ 期末・勤勉手当の状況（平成21年4月1日現在）

区分	6月期	12月期	計
期末手当	1.40 月分	1.60 月分	3.00 月分
勤勉手当	0.72 月分	0.72 月分	1.44 月分

※ 職制上の段階・職務の級などによる加算措置があります。

※ 平成21年6月期には上記表から0.15月分の期末手当減額、及び、0.05月分の勤勉手当減額が実施されました。

カ 退職手当の状況（平成21年4月1日現在）

退職手当の額は、退職したときの給料月額にこの表に示すような支給率を乗じて得た額となります。この支給率は国と同じです。

区分	支給月数	
自己都合	勤続20年	23.50月分
	勤続25年	33.50月分
	勤続35年	47.50月分
	最高限度	59.28月分
勸奨・定年	勤続20年	30.55月分
	勤続25年	41.34月分
	勤続35年	59.28月分
	最高限度	59.28月分

キ 退職手当の1人当たり平均支給額（平成20年度）

24,013,786 円

(6) 特別職の報酬などの状況

特別職の職員のうち、市長、副市長あるいは市議会議員の報酬などです。（平成21年4月1日現在）

区分	報酬等月額	期末手当
市長	830,000円	6月期 1.60月分
副市長	670,000円	
議長	401,000円	12月期 1.70月分
副議長	339,000円	計 3.30月分
議員	320,000円	

※ 平成17年9月1日から市長20%、副市長10%の給料減額が実施されています。ただし、平成21年1月1日から平成21年3月31日までの間は、市長30%、副市長20%の給料減額が実施されました。

※ 平成21年6月期には0.15月分の期末手当減額が実施されました。

3 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（正規の勤務時間）

職員の勤務時間は、次のようになっています。（一部施設勤務者を除く。）

- ア 一週間当たりの勤務時間は、休憩時間を除き40時間
- イ 一日の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分まで
休憩時間 午後0時15分から午後1時まで

(2) 一般職員の年次有給休暇の使用状況（平成20年）

年次有給休暇は、1年につき20日付与されます。

総付与日数 (a)	総使用日数 (b)	全対象職員数 (c)	平均使用日数 (b)÷(c)	消化率 (b)÷(a)
13,387日	2,637日	338人	7.8日	19.7%

(注) 1 一般職員とは、市長部局に勤務する一般事務職員です。

(3) 特別休暇の導入状況（主な特別休暇と付与日数）（平成21年度）

- ア 選挙権その他公民権の行使 必要な期間
- イ 裁判員、証人等で裁判所等へ出頭 必要な期間
- ウ 予防接種・健康診断を受ける場合 必要と認められる期間
- エ 骨髄移植等の為の入院等 必要と認められる期間
- オ ボランティア休暇 一の年において5日の範囲内の期間
- カ 職員の結婚 市長が定める期間内における連続する7日の範囲内の期間
- キ 妊娠に起因する障害の為の休暇 10日の範囲内
- ク 母子保健法による検診等 市長の定める範囲内の期間
- ケ 妊娠中職員の休息・補食 市長の定める範囲内の期間
- コ 妊娠中職員の交通機関通勤の休暇 1日1時間以下
- サ 産前休暇 8週間（多胎妊娠14週間）
- シ 産後休暇 8週間（多胎妊娠14週間）
- ス 育児時間 1日2回、各1時間
- セ 子の看護休暇 一の年において5日の範囲内の期間
- ソ 生理休暇 2日
- タ 出産補助休暇 市長が定める期間内における5日の範囲内
- チ 家族の祭日 1日の範囲内の期間
- ツ 夏季休暇 一の年の7月～9月までに連続する5日
- テ 災害により滅失損壊した住居の復旧作業 7日の範囲内
- ト 災害等による出勤困難 必要と認められる期間
- ナ 災害等により退勤途上の危険回避 必要と認められる期間
- ニ 忌引（親族の区分により最長10日間）

(4) 育児休業及び部分休業の利用状況（平成20年度）

3歳に満たない子どもを養育するため、3歳に達する日まで育児休業を取得することができます。（無給）
また、子を養育するための継続的な勤務を促進し、職員の福祉と公務の円滑な遂行を確保するための制度として部分休業の制度を設けており、1日2時間の範囲内で部分休業を取得することが可能です。（無給）

ア 育児休業及び部分休業の取得者数

区 分	男性職員	女性職員	計
平成20年度中に新たに育児休業を取得した職員	0人	5人	5人
平成20年度中に新たに部分休業を取得した職員	0人	0人	0人
平成19年度から引き続き育児休業を取得している職員	0人	8人	8人
平成19年度から引き続き部分休業を取得している職員	0人	0人	0人

イ 育児休業の承認期間（平成20年度中に新たに取得した職員に限る。）

期 間	6月以下	6月超え1年以下	1年超え1年6月以下	1年6月超え2年以下	2年超え2年6月以下	2年6月超え3年以下	計
取得職員数	0人	5人	0人	0人	0人	0人	5人

ウ 部分休業の承認期間（平成20年度中に新たに取得した職員に限る。）

期 間	6月以下	6月超え1年以下	1年超え1年6月以下	1年6月超え2年以下	2年超え2年6月以下	2年6月超え3年以下	計
取得職員数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

(5) 介護休暇の取得状況（平成20年度）

配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするために、6月の範囲内で介護休暇を取得することができます。（無給）

要介護者の続柄別	配偶者	父母	子	その他	計
取得職員数	0人	1人	0人	0人	1人

取得期間

期 間	1月以下	1月超え2月以下	2月超え3月以下	3月超え4月以下	4月超え5月以下	5月超え6月以下	計
取得職員数	1人	0人	0人	0人	0人	0人	1人

4 分限及び懲戒処分の状況（平成20年度）

(1) 分限処分者数

処 分 由	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	0人	0人			0人
心身の故障の場合	0人	0人	4人		4人
職に必要な適格性を欠く場合	0人	0人			0人
職制、定数の改廃等により廃職、過員を生じた場合	0人	0人			0人
刑事事件に関し起訴された場合			0人		0人
条例で定める事由による場合			0人	0人	0人
計	0人	0人	4人	0人	4人

(2) 懲戒処分者数（行為別）

処分の具体的事由	戒告	減給	停職	免職	訓告等	計
給与・任用に関する不正	0人	0人	0人	0人	0人	0人
一般服務違反関係	0人	0人	0人	0人	0人	0人
一般非行関係	0人	0人	0人	0人	0人	0人
収賄等関係	0人	0人	0人	0人	0人	0人
道路交通法違反	2人	0人	0人	0人	0人	2人
監督責任	0人	0人	0人	0人	0人	0人
計	2人	0人	0人	0人	0人	2人

(3) 刑事処分者数

事件の種類	懲役	禁錮	罰金	科料	計
収賄による場合	0人	0人	0人	0人	0人
横領による場合	0人	0人	0人	0人	0人
傷害・暴行による場合	0人	0人	0人	0人	0人
公職選挙法違反による場合	0人	0人	0人	0人	0人
道路交通法違反による場合	0人	0人	0人	0人	0人
その他	0人	0人	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人	0人	0人

5 サービスの状況（平成20年度）

サービス規律遵守のための取組み状況

すべての職員は、「全体の奉仕者」として、公共の利益のために勤務し、職務遂行にあたっては全力で奉仕しなければなりません。このサービスの基本原則を忠実に実行するため、職員研修、職場内研修、通知発令などによりサービス規律の遵守に努めています。

6 研修及び勤務成績の評定の状況

岩手県市長会や市町村職員中央研修所での研修への参加、市独自の研修などの実施を通して、職員の資質向上に努めています。

(1) 研修の実施状況（平成20年度）

ア 自己啓発

研修課程名	開催回数	日数(延べ)	修了者数
自主計画研修	5回	10日	8人
自主研修グループ	1件	17日	43人
通信教育	3科目	11ヶ月	26人
計	9件	—	77人

イ 職場外研修

(ア) 市独自研修

研修課程名	開催回数	日数(延べ)	修了者数
新採用職員研修	1回	13日	26人
政策法務研修	1回	1日	36人
専門基礎研修（法律・経済）	3回	4日	116人
人事評価研修	1回	1日	53人
人事交流報告会・著作権研修	2回	2日	101人
職種別・職種別集合研修	5回	5日	94人
市民協働研修	4回	4日	69人
計	17回	30日	495人

(イ) 広域市町村圏共同職員研修

研修課程名	開催回数	日数(延べ)	修了者数
職員研修（初級課程）	1回	4日	6人
職員研修（中級課程）	1回	3日	6人
職員研修（上級課程）	1回	2日	16人
係長研修（新任課程）	1回	6日	20人
係長研修（現任課程）	1回	4日	17人
人事評価者研修	1回	6日	41人
計	6回	25日	106人

(ウ) 派遣研修

研修課程名	開催回数	日数(延べ)	修了者数
市町村職員中央研修所	10回	76日	12人
自治大学校	1回	18日	1人
東北自治研修所	9回	83日	13人
岩手県市長会・町村会	10回	27日	33人
専門職（職種別）研修	7回	15日	6人
議会常任委員会同行研修	4回	12日	4人
地域リーダー養成塾	1回	23日	2人
各種研修への派遣（国・県・民間研修機関等）	42回	61日	95人
計	84回	315日	166人

(エ) 長期派遣研修・人事交流

派遣先	件数	派遣期間	派遣者数
人事交流（国土交通省東北地方整備局）	1件	2年	1人
計	1件	—	1人

(2) 勤務成績の評定の状況

勤務実績と職務能力の評価により、公正な処遇、適切な職員配置を行うため、国、県の制度を参考にしながら勤務成績評定の制度を導入してまいります。

7 福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生福利事業の概要

ア 職員の健康診断の状況（平成20年度）

各種健康診断等を実施し職員の健康保持に努めています。

種別	受診者数	対象者数	受診率
呼吸器系検診	744人	867人	85.81%
生活習慣病予防検診	861人	873人	98.63%
胃部検診	316人	572人	55.24%
子宮ガン検診	131人	262人	50.00%
乳ガン検診	132人	197人	67.01%
人間ドック	62人	—	—
B型肝炎感染症 予防接種・抗原 抗体検査	39人	72人	54.17%
VDT作業検診	72人	80人	90.00%

イ 各種事業の概要（平成20年度）

(ア) 岩手県市町村職員共済組合

短期給付事業：保健給付、休業給付、災害給付

長期給付事業：退職共済年金、障害共済年金、遺族共済年金

福祉事業：保健、貯金、貸付、物資

(イ) 財団法人岩手県市町村職員互助会

健康管理事業：検診業務等共同実施事業、禁煙チャレンジ宣言

給付事業：医療費補助金、結婚祝金、出産給付、弔慰金等

※職員(会員)の掛金と公費で運営され、その負担率は法定化させています。

(ウ) 宮古市職員厚生会

給付事業：結婚祝金、弔慰金、病見舞金、災害見舞金

退会記念事業

利用助成事業：保養所利用助成、人間ドック利用助成

交流促進事業

※職員(会員)の掛金で運営され公費支出はありません。

(2) 公務災害及び通勤災害の認定状況（平成20年度）

種別	件数
公務災害	4件
通勤災害	1件

(3) 勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に対する不服申立ての状況（平成20年度）

新規及び継続の件数とも該当事案はありません。